(厚生労働省)

					(厚生労働省)
制	度名	, 1	産業活力再生特別措置法に係る	税制上の特例措置の拡	充
税	E	1	登録免許税(租税特別措置法第	80条)	
要	法	J 。 .	産業活力の再生及び産業活動の ) の一部改正を検討中。改正後も ことのないよう、所要の税制改正	が税制面の取扱いにつ	
望					
Ø					
内			_		
容				平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	一 百万円 (▲ 5,200百万 円)
	(1)	政*			
新	我	が国	経済及び産業の行き詰まりが深刻	化する中で、我が国	企業の生産性の向
設	上  が	と国	際競争力の強化を通じた持続的な 一バル競争下において競争力を有	は発展を図る。具体的 するコア事業や高付護	には、我が国企業 加価値事業への積
	バ	ル展	・事業転換を行うとともに、新興 開を後押しし、その投資規模とス	スピードの両立を図る	ことを可能にする!
拡	環  る	境整 不採	備を行う。また、これらの積極投 算事業や低生産性分野からの脱去	设貨・事業転換に先だ	って、既存で抱え
充	編	を円	滑化することを目的とする。		
又					
は	(2)	施	策の必要性		
延			日本経済は世界金融危機に端を発 、今後の日本経済を取り巻く環境		
長	٤	アジ	、アを中心とした新興国の台頭によ 。これらの事実に正面から立ち向	こる影響など決して楽	観視できるもので
を	り	から	の打開を図るためには、これらの ネスモデルの陳腐化等を解消する	)背景にある産業構造	
必	現	在、	上記の産業構造的な課題を解決	するため、産活法のご	
要	直	すと	体的には、既存の産活法で規定す ともに、新分野への事業転換や国	国内への利益還元につ	ながる海外市場へ
ح	に	支援	を支援する計画類型を規定する予 する施策として、現行産活法に基	基づく企業再編・事業活	再編行為に伴う登
す	適	用対	税の軽減措置についても引き続き 象計画について改正後も従来と著		
る	改	正を	行う。		
理					
由					

	1	T	
		政策体系 における 政策目的の 位置付け	基本目標 II 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること施策大目標 5 生活衛生の向上・推進を図ること施策中目標 1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること
今回の要望に	合	政 策 の達成目標	産活法の計画認定に基づく政策支援を通じて、企業の自力再生、経営資源の有効活用に加え、異業種の連携などを促進することにより、企業の生産性の向上を図る。 【目標】平成 25 年度に、企業の生産性を平成 22 年度より 2%以上向上させる。 ○ROE:平成 22 年度値+2%(事業再構築計画(3 年以内)の終了時点における目標値) ○ROA:平成 22 年度値+2%(経営資源再活用計画(3 年以内の終了時点における目標値)) 注)ROE:自己資本当期純利益率、ROA:総資産経常利益率 また平成 20 年から続く資源価格の不安定化に対応するため、資源生産性の向上に取り組む。 【目標】平成 25 年度に、エネルギー生産性又は炭素生産性を平成 22 年度よりそれぞれ以下のとおり向上させる。 ○エネルギー生産性:平成 22 年度より+6%以上向上〇炭素生産性:平成 22 年度より+7%以上向上注1)エネルギー生産性=付加価値額/エネルギー使用量注2)炭素生産性=付加価値額/エネルギー起源二酸化炭素排出量
関	理 性 	租税特別措 置の適用又 は延長期間	平成 24 年 3 月 31 日まで
連ずる事項		同上の期間 中 の 達 成 目 標	我が国の経営資源の効率的な活用を促進し生産性の向上を実現することを通じて、我が国経済の活力向上及び持続的な発展を実現する。 具体的には、本措置を活用した企業の ROE、ROA の平均値が、政策目標(ROE、ROA: 平成 22 年度値+2%)を上回ることを目指す。また資源生産性の向上を図り、持続的・安定的な経済成長を実現する。 具体的には、本措置を活用した企業の資源生産性を高めるため、3年間でエネルギー生産性の 6%以上向上又は炭素生産性の 7%以上向上を実現することを目指す。
		政策目標の 達 成 状 況	○ROE(自己資本当期純利益率)の実績 【制度創設】平成 11 年度:0.8% → 平成 20 年度:1.6% ○ROA(総資産経常利益率)の実績 【制度創設】平成 11 年度:2.1% → 平成 20 年度:2.5% * 平成 20 年度は金融危機の影響により大幅に下落。

			ROE、ROAの年度推移 7.0% 6.0% 5.0% 4.4% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8
	有効	要 望 の 措 置 の 適用見込み	現在検討中の産活法の一部改正後も、本措置の適用対象計画について従来と差が生じることのないよう手当てすることにより、法改正による適用見込み数に変化は生じないと考えられることから、従来制度と同様の適用数を見込む。
	性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	本措置を講ずることにより、会社設立や増資等の取引に係るコスト (トランザクションコスト)を軽減し、事業再生・事業再編を促進することは、我が国産業の生産性の向上に有効である。
	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	【国税】 〇事業革新設備の特別償却 〇資源需給構造変化対応設備等の特別償却 【地方税】 〇不動産取得税の軽減
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
		要望の措置の 妥 当 性	本措置は、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編に加えて、新たな商品開発や生産工程の導入などの事業革新を行うものについて、その他一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、本措置を講じている。本措置により、上記のような事業構造の変更・事業革新等に要する費用を軽減することで、本措置の適用を受ける企業の抜本的な生産性の向上を促すものであり、組織再編等に関する資金面での阻害要因を除去する特例措置として妥当である。 なお、現在検討中の産活法改正においても、同様の要件を設定する予定である。
する事項と効果に	特別措置の適用これまでの租税	租税特別 措 置 の 適用実績	過去の適用実績は以下のとおり。   【本措置を利用した計画の認定件数】 (単位:件)   15 16 17 18 19 20 21   年度 年度 年度 年度 年度 年度   件数 72 67 57 26 21 8 4

		【適用化	牛数】	(	(単位:件)	1
			18 年度	19 年度	20 年度	
		件数	912	458	994	
				「訟・人事統		
		あ	っても登言		の登記とな	1 つの敷地内の土地や建物で なる場合があり、租特の適用件
	租税特別措 置の適用に よる効果	の取引 再生・ に有効	に係るコ 事業再編  である。	スト(トラ を促進する	ンザクシ ることは、	とにより、会社設立や増資等 ョンコスト)を軽減し、事業 我が国産業の生産性の向上
	(手段として の有効性)	許税を 産業省	·活用(全 (ベース)	省庁ベース の計画が、	く)してお 生産性向	た計画のうち約9割が登録免 らり、そのうち約9割(経済  上の基準を達成している。
	前回要望時 の達成目標	効率的 我が国 具体的 を受け	]な活用を ]経済の活 ]には、産	促進し生産 力向上及び 活法の認定	産性の向」 〝持続的な ヒ計画でぁ	き続き、我が国の経営資源の 上を実現することを通じて、 発展を実現する。 あって登録免許税の軽減措置 生性向上基準を達成すること
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理	許産約よなどれるど外で	活用(全 ベース) 割の計画に 上不振、 部要因に	省庁ベース の計画でが、 は未達価格 よるもので	() してお 生産性向 るが、無 ・仕入価格 であり、タ	た計画のうち約9割が登録免らり、そのうち約9割(経済 前上の基準を達成している。 界構造の変化や景気悪化等に 各の高騰、法制度改正、円高 外部環境の変化によるやむを 「が目標を達成している。
これまでの 要 望 経 緯		平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平	2年 3年 5年 5年 5 8年 2 0年 2	制設 浜率引き下( 年間延 年間延 年間延 年間延 年間延 年間延	(※平成 1 (会社分害	8年以後 縮減) 別に係る不動産移転登記に係 許税のみ)